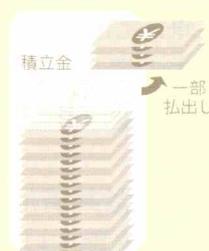


平成23年10月1日 スタート

商工貯蓄共済積立金一部払出し制度



商工貯蓄共済の加入者が、
急にお金が必要になった時に、
共済を解約することなく、
簡単な手続きで積立金の一部を
払出しできる制度です！



●●●●●●●●●● 制度の内容 ●●●●●●●●●●

- ◆ 一部払出し制度は、加入者の皆様が自ら積立てた積立金の一部を払出し利用できる制度です。
- ◆ 今までは、満期を迎えるまでに積立金を利用する場合は、解約するしかありませんでした。
- ◆ この制度を利用すれば、お金が必要な時に、共済を解約することなく、簡単な申込み手続きで積立金の一部を利用できます。
- ◆ 共済は解約をしないので、保険はそのまま継続できます。

▼ 本制度には以下の利用条件があります！

- ①加入後1年以上経過している方
- ②商工貯蓄共済融資の借入残高が無い方
- ③前回払出しから1年以上経過している方 〈共済期間中に最高4回利用可能〉



制度内容の詳しいお問い合わせは、
ご加入された商工会へお願いします！

平成23年6月よりスタート

リビング・ニーズ特約

生きているうちに保険金を受け取ることができます！

- ◆ 被共済者の余命が6ヶ月以内と判断された場合、被共済者が生きているうちに保険金を受け取ることができます。
- ◆ 本来、死亡後に遺族に支払われる保険金を、生きているうちに受け取ることで、人生の最後に悔いのない時間を過ごすこと及び経済的な問題を解決し十分な治療を受けることができます。しかも、保険金は、非課税扱いとなります。
- ◆ 商工貯蓄共済加入者であれば、いつでも付加することができます、特約の保険料は一切必要ありません。



平成22年4月よりスタート

更新加入

告知無しで更新加入できます！

- ◆ 満期者の場合、一定の更新条件を満たしていれば告知が不要で、満期時に病气療養中であっても更新加入できます。

▶ 更新条件

- ① 既存の契約保険金と同一の保険金額以内であること。
- ② 被共済者の更新時(保険の契約開始時点)の年齢が65歳6ヶ月以下であること。
- ③ 満期になる保険契約が「特別条件」(病歴や特定危険職種に該当)付き契約でないこと。
- ④ 満期契約と更新契約の保険有効期間が連続となること。

